

農村回遊促進業務に関する公募型プロポーザル募集要項

1. 委託業務概要

(1) 業務名

令和2年度日光市農村回遊促進業務委託

(2) 目的

本業務は農業・農村体験メニュー、地産地消食材を使った飲食店舗、農産物直売所等の地域資源を農村回遊のコンテンツに組み込み、従来の観光資源を目的に訪れる観光客を農村に呼び込み、農業・地域の活性化を行うことを目的とする。

効果的な業務の遂行のため、民間活動の中で蓄積された豊富な経験とノウハウを活かし、効率的かつ効果的な業務を行なう必要があることからプロポーザル方式により総合的に評価し、受託者を決定するものです。

(3) 業務の内容

①プロモーション動画の作成

日光市における農村回遊の魅力を発信できる動画の提案及び作成。

②農村回遊 PR 業務

作成したプロモーション動画を用いた市内外への PR 方法の提案・実施。

③事業報告書の作成・納品

上記①、②の業務における事業報告書の作成及び納品。

(4) 履行箇所

日光市及び首都圏区域内

(5) 履行期間

契約の日から令和3年2月26日まで

(6) 見積上限額

本業務に係る見積上限額は3,000,000円(税込)とする。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なることがある。

2. 応募資格

本プロポーザルに参加するものは次に掲げる全ての要件及び実績等を満たしていなければならない。

(1) 基本要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動について行う者でないこと。

(2) 実績・経験

- ① 農村に係る PR 等業務の実績があること。
- ② 観光に係る PR 等業務の実績があること。
- ③ 上記①、②に係る動画作成及び情報発信することができるスキルがあること。

3. 応募手続

(1) 企画提案書等の内容及び提出方法

	内 容	備考
提出書類	①プロポーザル参加申請書（様式 1） ②企画提案書 （提案書、実施設計書、工程表、その他参考となる資料） ③内訳書・見積書 ④定款（写し） ⑤入札参加資格審査申請書類※ <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・営業品目一覧表 ・営業経歴書 ・登記簿関係（法人が申請する場合）（写） ・身分証明書（個人が申請する場合）（写） ・財務関係書類（財務諸表、決算書等） ・納税証明書（国税）（写） ・市税完納確認書 ・使用印鑑届 ・誓約書 	※市への入札参加登録が未済の方が、プロポーザルの結果、受託候補者として特定された場合、入札参加資格審査申請が必要となりますので、左記「④」「⑤」の書類を提出いただきます。
提出部数	①、③、④、⑤は 1 部 ②（企画提案書類）各 7 部	
提出期間	・①、②、③、について 令和 2 年 9 月 4 日（金）午後 5 時必着 ・④、⑤については受託候補者として決定後速やかに提出	
プレゼンテーション	令和 2 年 9 月 1 5 日（火）予定※応募者に別途連絡いたします。	出席者は 2 名まで
提出方法	持参又は書留郵便によること。	

提出場所 (担当課)	〒321 - 1292 栃木県日光市今市本町1番地 日光市役所観光経済部農林課農政係 Tel0288 - 21 - 5171 E - MAIL nourin@city.nikko.lg.jp	
---------------	--	--

(2) 参加資格がないと認めた者

参加資格確認結果通知書(様式2)により、参加資格を満たしていないため、本プロポーザルの参加は認められない旨を通知する。

4. 質問の受付及び回答

質問の受付	受付期間	令和2年9月1日(火)午後5時まで随時受付
	提出方法	電子メールで担当課アドレス宛てに送信すること (様式の決まりはありません)
質問に対する回答	日光市ホームページ上で随時公開	

5. 受託者の選定方法

- (1) 審査委員会において、選定評価項目に基づき、企画提案書等の内容を審査、採点し、最も特点の高かった者を受託候補者として特定する。
- (2) 合格点が最も高い者が2名以上いるときは、くじにより受託候補者を選定する。
- (3) 審査委員による採点の結果、合格点が満点の1/2を超える事業者がいなかった場合、受託候補者の選定は行わない。

6. 審査結果通知

結果通知書(様式4)により、企画提案者へ電子メールにて通知する。また審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

7. その他(必要な事項)

- (1) 今回提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 今回の提出物にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書は、受託者を特定するための参考資料であり、契約後の業務については、日光市と協議を重ねながら進めていくことになる。従って提案内容をそのまま実施することを約束するものではない。

8. 業務委託担当部署

〒321-1292
日光市今市本町1番地
日光市役所観光経済部農林課農政係
Tel0288-21-5171